

■情報公開制度の運用状況

四国中央市情報公開条例に基づき、市が保有する公文書を広く公開する制度です。
どなたでも請求することができます。

(1) 公文書公開請求件数 (※R6年度は10月18日現在)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
公開請求の件数		36	38	42	49	47	
決定の 状況	公 開	公開	14	9	12	23	21
		部分公開	20	23	25	25	25
	非公開	5	8	5	2	4	
取下げ		0	1	1	2	0	
不服申立て又は審査請求		0	0	1	0	0	

※決定件数は、一請求に対し複数の決定（公開・部分公開・非公開）を出す場合があり、
必ずしも請求件数と合致しません

- 部分公開の主な理由・・・「個人に関する情報のため」
「法人その他の団体に関する情報のため」
- 非公開の主な理由・・・「公文書自体がないため」
- 取下げの主な理由・・・「公文書がない旨の説明を受けて」

(2) 令和6年度の主な請求内容 (10月18日現在)

請求内容	件数	請求者	内 訳
入札工事の金入り設計書	20	企業	建設課、港湾課、観光交通課、教育総務課、給水整備課 外
入札工事の下請に関する資料	9	個人	入札工事を発注した全ての課
学校教科書採択関係資料	6	企業	学校教育課

■個人情報保護制度の運用状況

個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体においても法律が適用されることになったため、個人情報の取扱いについては全国統一的な運用が行われます。

(1) 個人情報ファイル簿件数 (※5月22日現在)

	R6年度
個人情報ファイル簿件数	81

※1000人以上の個人情報を取り扱う個人情報ファイルについて、利用目的や記録項目等を記載した個人情報ファイル簿の作成と公表が義務付けられました。

(2) 自己に関する個人情報の開示等請求件数 (※R6年度は10月18日現在)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
開示請求の件数		10	8	18	12	4
個人情報の開示	開示	4	1	4	3	3
	部分開示	5	7	12	6	1
	不開示	1	0	0	4	0
	存否応答拒否	0	0	0	0	0
	不存在	1	0	2	4	0
	取下げ	0	0	0	0	0
	計	11	8	18	17	4
個人情報の訂正	訂正	0	0	0	0	0
	不訂正	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0
個人情報の利用停止	利用停止	0	0	0	0	0
	利用不停止	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0
不服申立て審査請求		0	0	0	0	0

※ 部分開示：個人情報及び法人等の情報・印影を除いて開示

(注) 一請求に対し複数の決定があり、必ずしも請求件数と決定件数は一致していません

(3) 令和6年度の主な請求内容 (10月18日現在)

請求内容	件数	内訳
家屋評点算出表、 価格調査書	3	税務課
戸籍証明書交付申請書	1	市民窓口センター